

エステティックサービス契約書約款

- 第1条 1. お客様（以下「甲」といいます）は、本契約書記載の内容を承諾の上、本日当サロン（以下「乙」といいます）に対し、エステティックの施術（以下「サービス」といいます。）の申込みを行い、乙は甲の申込みを承諾しました。
2. 甲が未成年者の場合は、親権者の同意を必要としますので、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とします。（本契約書に親権者の同意書を添付していただきます）
3. 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払い契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
- 第2条 1. 乙は、甲に対し、乙の定めるエステティックサービスの中から甲が選択するサービスを、契約書記載の対価・回数・施術時間により行うものとします。
2. サービスに付随して必要となる関連商品（健康食品・栄養補助剤・化粧品・石けん・浴用剤）の販売を行う場合には、その関連商品（健康食品・栄養補助剤・化粧品・石けん・浴用剤）ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
3. サービスに付随して必要となる関連商品（下着類・美容機器類）の販売を行う場合、関連商品購入契約書により、その関連商品（下着類、美容機器類）ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
4. 乙は、甲に対するサービスの提供の記録を作成し、その記録を常備するものとします。
- 第3条 甲は、乙からサービスを受けるに当たって、支払いの方法として、現金一括払いまたは乙と提携するクレジット会社の立替払い等のなかから甲の希望する方法を選択できるものとします。
- 第4条 契約期間は、この書面の表面記載の期間とします。契約期間は、甲乙の合意により延長できるものとします。
- 第5条 1. 乙は、エステティックサービスを行うに際し、事前に、甲に対し、同人が皮膚疾患等により治療中であるか、アレルギー体質であるか、薬を服用しているか、敏感肌性であるかその他エステティックサービスを受ける障害となる事由があるか否かを、聴取し、確認するものとします。
2. エステティックサービスの期間中に、甲が体調を崩したり、サービス部位に異常を生じた場合には、甲は直ちに、乙に対し、その旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちにエステティックサービスを中止します。また、その原因が乙に起因する疑いがある場合には、とりえず乙の負担で、甲に医師の診療を受けていただく等の適切な処理を図ることにします。

- 第6条 1. 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面または電磁的記録により、入会金を含め契約を解除することができます。
2. 前項の契約の解除が乙の責により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除ができる旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間を経過するまでは、前項の契約の解除ができます。
3. 関連商品（第2条第2項及び第3項）についても契約の解除ができます。商品の引き渡しが行われていないときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。ただし、第2条第2項に定める関連商品（健康食品・栄養補助剤・化粧品・石けん・浴用剤）については使用し、又はその全部もしくは一部を消費したとき（乙が甲に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費させた場合を除く）は、その限りではないこととします。

主な電磁的記録とは、電子メール/USBメモリ等の記録媒体/SNS/事業者のクーリング・オフ専用フォーム/FAX等が該当します。

- 第7条 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面、または電磁的記録を、乙宛てに発信した時に、その効力が発生するものとします。なお、甲は、クレジットを利用する契約の場合は、ただちに乙に契約の解除を申し出た旨をクレジット会社にも別途書面による通知をするものとします。

クーリング・オフ（契約解除）の文例⇒

- 第8条 第6条による契約解除については、違約金及び利用したサービスの対価は不要とし、乙は、甲から受領した前払金を速やかに甲に返還するものとします。
なお、前払金を返還する際の費用は乙の負担とします。

令和〇月〇日、貴社（〇〇〇店）との間で締結した〇〇〇の役員契約について、約款第6条及び第7条の規定に基づき解除します。
尚、私が貴社に支払った代金の〇〇〇円を、下記銀行口座に振込んでください。
また、私が保管している商品を引取ってください。

〇〇銀行〇〇支店 普通口座〇〇〇〇〇号 口座名義人 〇〇〇〇

令和〇〇年〇月〇日

契約者 住所〇〇〇〇〇

氏名〇〇〇〇〇 印

住所 〇〇〇〇〇

〇〇会社 代表者 〇〇〇〇殿

- 第9条 1. 第6条に定める期間を経過した場合にも、甲は乙に申し出ることにより契約を解除することができます。この場合、甲は、乙に対し、契約残額の10%の違約金を支払うものとします。ただし、違約金は、2万円を超えることができないものとします。違約金には、初期費用を含むものとします。
2. 第2条第2項、第3項に定める関連商品についても、前項による解約ができるものとします。ただし、商品の状態により商品価値が評価されることがあります。

- 第10条 甲が、前条により契約を解除した場合、乙は、すでに受領している前払金のうち、下記計算式によって計算された精算金を、契約解除の日から1ヶ月以内に甲に返還するものとします。ただし、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。

【算式】精算金＝支払総額－（1回当たりの料金×利用回数）－違約金－関連商品の通常の使用料相当額

- 支払い総額には入会金も含まれるものとします。第2条第3項に定める関連商品の使用料等については関連商品購入契約書によるものとします。クレジットの精算は、クレジット会社所定の方法によるものとします。
- 前項の場合において、サービスを提供する場所の変更等、乙の都合によって甲がサービスを受けることが著しく困難になったことにより、甲が契約の解除をした場合には、乙は、甲に対し、前項の精算金の計算にあたり、違約金を控除しないものとします。
- 甲は、乙がクレジット会社の請求により精算上必要な範囲において甲の利用回数をクレジット会社に通知することを承諾するものとします。

- 第11条 甲の自己都合により、施術予約をキャンセルまたは予約の変更をする場合、甲は乙に概要書面に定めるキャンセル料を支払うこととします。

- 第12条 1. 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。